

自家診療について ―自家診療は保険証が使えません―

当組合では、規約第 11 条により自家診療については保険給付の対象外としています。

【自家診療とは】

組合員（第一種・第二種・特別）が所属する医療機関で、組合員およびその世帯員を診療すること。

下記の場合は保険給付を認めませんのでご注意ください。

- ① 第一種・第二種組合員に対する診療
- ② 第一種・第二種・特別組合員の世帯員に対する診療
- ③ ①②について交付された処方箋による 調剤
- ④ ①②について交付された診断書による 装具代
- ⑤ ①②について交付された同意書による はり・灸・あんま・マッサージなどの施術

※当組合に加入している全ての方が対象です。（特別組合員本人は除く）